

市立小中学校の保護者 様

北広島市教育委員会
教育長 吉田 孝志

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の
取扱いについて（お知らせ）

平素より本市の教育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

北海道教育委員会から、現在、道内において新型コロナウイルス感染症の拡大が急激に進み、保健所業務がひっ迫していることを受け、今後の保健所における疫学調査や学校における取扱いについて通知がありました。

この通知を受け、市立小中学校においては、当面の間、下記のとおり取扱うこととなりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1 保健所による疫学調査について

今後、当面の間、学校において陽性者が判明した場合、保健所による疫学調査（濃厚接触者等の特定）及び行政検査（PCR 検査）は実施されません。

なお、この取扱いは、現在、保健所からの指示を待っている児童生徒等にも適用されます。

2 臨時休業等の取扱いについて

(1) 臨時休業等の判断について

①児童生徒の陽性が判明した場合、学級閉鎖を実施します。（当該児童生徒が感染可能期間、欠席している場合は除きます。）

②学級閉鎖の期間は、陽性となった児童生徒と最後に接触した日の翌日から最大7日間とします。学校再開の期日は、当該児童生徒の行動履歴等を踏まえ、国のガイドライン等を参考に、学校と市教育委員会が決定し、お知らせします。

(2) 「感染の可能性のある者」の特定について

北海道から示された「接触者のリストアップと対応方法」により、リストアップされた「感染の可能性のある者」は、濃厚接触者相当の者として、出席停止となります。

学校から、お子様の行動についてお伺いする場合がありますので、差し支えない範囲でご協力いただきますよう宜しくお願いいたします。

3 出席停止等の取扱いについて

- (1) 出席停止等の取扱いについては、北海道の感染レベルが令和4年1月21日から、「レベル2」に移行したことから、現行の取扱いを下表のとおり改訂します。
- (2) なお、兄弟姉妹については、ア) 同居の家族の感染が判明したとき、イ) 家族が行政検査を受けることになったとき、ウ) 同居の家族に発熱等の症状がみられるときを除き、学校に登校することができます。
- (3) 児童生徒やご家族が行政検査を受検することになった場合や風邪症状がみられる場合、学校への早期連絡について引き続き、ご協力をお願いいたします。

＜表＞ 出席停止等の取扱いについて（文部科学省衛生管理マニュアル：レベル2）

状 況	対応等	期間等
①児童生徒の感染が判明したとき	出席停止	保健所が指示する期間
②児童生徒本人及び家族が濃厚接触者として行政検査を受けることになったとき	出席停止	保健所が指示する期間
③児童生徒本人が「感染の可能性がある者」と判断されたとき	出席停止	陽性者と最後に接触した日の翌日から10日間 ※この間、体調不良になった場合、個別にご相談ください。
④児童生徒本人に発熱等の症状がみられるとき	出席停止	症状が消失するまでの間
⑤児童生徒と同居の家族に発熱等の症状がみられるとき	出席停止	症状が消失するまでの間
⑥基礎疾患等がある児童生徒が医師等に登校すべきではないと判断されたとき	校長が出席しなくてもよいと認めた日	
⑦学校での感染に不安があり欠席するとき	学校に相談してください。	
⑧その他	通常の欠席	

4 参考

- (1) 北海道教育委員会：令和4年1月25日付け教健体第1100号「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて（通知）」
<https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/corona.html>
 ／最終アクセス日 2022年1月26日）

(2) 北海道「接触者のリストアップと対応方法【学校編】」

(北海道 HP 「ご自身や身近な人が新型コロナに感染したときの対応について」内

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html

／最終アクセス日 2022 年 1 月 26 日)

(3) 文部科学省：令和 3 年 8 月 27 日付け事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00012.html

／最終アクセス日 2022 年 1 月 26 日)

<問い合わせ先>

教育部 教育総務課 (下野)

電話：011 - 372 - 3311 (代表)